

奈良県教育委員会教育長訓令第二号

教育委員会事務局

奈良県教育委員会の権限に属する事務の教育長専決に関する規程（昭和五十三年七月奈良県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月二十六日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

第二条第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 規則第二条第九号に掲げる事項のうち奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成二十八年五月奈良県教育委員会規則第二号）第五条第二項の規定による学校運営協議会の委員の委嘱及び同規則第十四条第一項の規定による学校運営協議会の委員の解嘱